

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記
該当なし
2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産 該当なし
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－北海道民間社会福祉事業職員共済会の退職年金規程に基づいて計算した額
3. 重要な会計方針の変更
平成27年4月1日（平成29年4月1日改正）より新会計基準を適用
4. 法人で採用する退職給付制度
 - ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度
 - ・北海道民間社会福祉事業職員共済会退職年金制度
5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分
当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
 - (1) 法人全体の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
 - (2) 事業区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
※当法人では、社会福祉事業以外の事業を実施していない
 - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
 - (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
※当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
 - (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ①本部拠点（社会福祉事業）
 - ②富門華寮拠点（社会福祉事業）
「富門華寮 生活介護」
「富門華寮 施設入所支援」
 - ③第二富門華寮拠点（社会福祉事業）
「第二富門華寮 生活介護」
「第二富門華寮 施設入所支援」
 - ④あけぼのグループホーム拠点（社会福祉事業）
 - ⑤富岡ホーム拠点（社会福祉事業）
 - ⑥サックル拠点（社会福祉事業）
「ケアハウス」
「デイサービス」
 - ⑦グループホームさかえ拠点（社会福祉事業）
6. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし
7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
減価償却に伴って国庫補助金等特別積立金 13,819,492円を取り崩した。
8. 担保に供している資産
該当なし
9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
貸借対照表上、間接法で表示しているため未記載
10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
12. 関連当事者との取引の内容
該当なし
13. 重要な偶発債務
該当なし
14. 重要な後発事象
該当なし
15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産 該当なし
- (3) 引当金の計上基準
該当なし

2. 重要な会計方針の変更

平成27年4月1日（平成29年4月1日改正）より新会計基準を適用

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1)本部拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2)拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(㉑))は省略している。
- (3)拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(㉒))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

貸借対照表上、間接法で表示しているため未記載。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（富門華寮拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品 一定額法

・リース資産 該当なし

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金 北海道民間社会福祉事業職員共済会の退職年金規程に基づいて計算した額

2. 重要な会計方針の変更

平成27年4月1日（平成29年4月1日改正）より新会計基準を適用

3. 採用する退職給付制度

・社会福祉施設職員等退職手当共済制度

・北海道民間社会福祉事業職員共済会退職年金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 富門華寮拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(㉑))

ア 富門華寮生活介護

イ 富門華寮施設入所支援

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(㉒))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

減価償却に伴って国庫補助金等特別積立金 2,668,564円を取り崩した。

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

貸借対照表上、間接法で表示しているため未記載。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（第二富門華寮拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品 一定額法

・リース資産 該当なし

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金 北海道民間社会福祉事業職員共済会の退職年金規程に基づいて計算した額

2. 重要な会計方針の変更

平成27年4月1日（平成29年4月1日改正）より新会計基準を適用

3. 採用する退職給付制度

・社会福祉施設職員等退職手当共済制度

・北海道民間社会福祉事業職員共済会退職年金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 第二富門華寮拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(㉑))

ア 第二富門華寮生活介護

イ 第二富門華寮施設入所支援

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(㉒))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

減価償却に伴って国庫補助金等特別積立金 2,844,825円を取り崩した。

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

貸借対照表上、間接法で表示しているため未記載。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（富岡ホーム拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品 一定額法

・リース資産 該当なし

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－北海道民間社会福祉事業職員共済会の退職年金規程に基づいて計算した額

2. 重要な会計方針の変更

平成27年4月1日（平成29年4月1日改正）より新会計基準を適用

3. 採用する退職給付制度

・社会福祉施設職員等退職手当共済制度

・北海道民間社会福祉事業職員共済会退職年金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 富岡ホーム拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(㊸))は省略している。

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(㊹))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

貸借対照表上、間接法で表示しているため未記載。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（あけぼのグループホーム拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産 該当なし
- (3) 引当金の計上基準
該当なし

2. 重要な会計方針の変更

平成27年4月1日（平成29年4月1日改正）より新会計基準を適用

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1)あけぼのグループホーム拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(㊸))は省略している。
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(㊹))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

貸借対照表上、間接法で表示しているため未記載。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（サックル拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品一定額法

・リース資産 該当なし

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－北海道民間社会福祉事業職員共済会の退職年金規程に基づいて計算した額

2. 重要な会計方針の変更

平成27年4月1日（平成29年4月1日改正）より新会計基準を適用

3. 採用する退職給付制度

・社会福祉施設職員等退職手当共済制度

・北海道民間社会福祉事業職員共済会退職年金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) サックル拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(㉑))

ア ケアハウスサックル

イ デイサービスセンターサックル

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(㉒))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

減価償却に伴って国庫補助金等特別積立金 8,306,103円を取り崩した。

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

貸借対照表上、間接法で表示しているため未記載。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（グループホームさかえ拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品一定額法

・リース資産 該当なし

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－北海道民間社会福祉事業職員共済会の退職年金規程に基づいて計算した額

2. 重要な会計方針の変更

平成27年4月1日（平成29年4月1日改正）より新会計基準を適用

3. 採用する退職給付制度

・社会福祉施設職員等退職手当共済制度

・北海道民間社会福祉事業職員共済会退職年金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) グループホームさかえ拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(㊸))は省略している。

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(㊹))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし